

早稲田大学臨床法学教育研究所 臨床法学セミナー

## 1. 「北海道大学の臨床法学教育」

講師：田村智幸氏（弁護士・北海道大学法科大学院教授）

## 2. 「大学附設法律事務所の課題 —岡山大学クリニック開設シンポジウムの報告—」

講師：梶嶋裕之氏（弁護士・本学法務研究科准教授）

日時：2007年6月23日 15:00～17:00  
場所：早稲田大学西早稲田キャンパス8号館808会議室

**所長・宮川** 臨床法学教育は、2004年に法科大学院が創設されたことに並行して、本格的にスタートいたしました。これまで、約3年の教育実践を重ねてきましたが、まさに試行錯誤の連続であり、今後ともこの教育方法論の検証と改善を取り組んでゆかなければと考えております。そのような努力の一端として、早稲田大学臨床法学教育研究所のセミナーを開催して行なうべきないと考えております。

本日のセミナーの講師としてお招きいたしましたのは、北海道大学法科大学院教授の田村智幸先生と、本学法務研究科准教授の梶嶋裕之先生です。田村先生には、北海道大学法科大学院の臨床法学教育について、そのカリキュラムの概要と実施の状況についてご報告をいただきます。次に、本学の梶嶋裕之先生から、4月に岡山大学の大学附設法律事務所の開設シンポジウムに参加報告されたことについて、大学附設法律事務所の課題という視点で報告をいたします。お二人の先生のご報告は相互に関連していますので、必ずしもくっきりと載然と2つに分けるということはないで、適宜相互に意見交換をしたいと思っており

ます。まず口火を切っていたのが田村先生です。北海道大学の状況について報告いただきたいと思います。では、よろしくお願いします。

**田村** 本日はお招きいただきましてありがとうございます。北海道というのは辺境の地でありますので、そこで教員を孤独にやつておりますと、なかなか全国の情報が行き渡らない、あるいは取得しにくいときだと思います。

中で全国区の早稲田大学でこういう形でご報告をさせていただく機会が与えられまして、本当に梶嶋先生からご連絡をいただきまして、即座に、行かせていただきますといふうに申し上げさせていただきました。ご報告の時間は30分程度というふうに伺っていますので、枕なしに本文に入りたいと思います。

この冊子は、日本学術振興会科学研究費・基盤研究(A)・課題番号19203006・研究課題「法曹養成教育における経験的方法論としての臨床法学教育の研究」の研究成果の一部である。

法学研究科に法科大学院を設置して、法律実務攻撃という形で法科大学院を運営しているという組織形態であります。入学者数は未修者 50 名、既修者 50 名、計 100 名であります。実は平成 20 年度の入学者選抜から、この内訳が変わりました。いろいろ教員会議で激論があつたのですが、未修者 45 名、既修者 55 名、当然のことながら法科大学院のあるべき理念との関係で未修者を減らしてどうするんだという議論もあつたのですが、最終的に来年度の入学者選抜からは未修者 45 名、既修者 55 名ということで入学者を選抜するという形になりました。

専任教員でありますが、26 名おりまし

て、うち 6 名が実務家教員であります。今

年度の実務家教員の内訳は、弁護士教員が

4 名、裁判官が 1 名、検察官が 1 名とい

うことです。裁判官はまだ期が比較的

若い、48 期の裁判官が特任教授、みなし

地元北大が 30 名。うれしいことに早稲田大学が 18 名、平成 19 年度に入学しました。それから、東大、京大が 9 名、8 名と いった構成になっています。平成 18 年度の新司法試験の成績ですが、北大自身は思いかけず好成績を収めたというのが自らの評価であります。37 名が受験し、26 名が合格しました。合格率が 70.3%。ちなみに、修した学生たち、合計 10 名おるのですが、うち 1 名が休学しましたので、9 名受験し

て、うち 6 名が実務家教員であります。今

年度の実務家教員の内訳は、弁護士教員が

4 名、裁判官が 1 名、検察官が 1 名とい

うことです。裁判官はまだ期が比較的

若い、48 期の裁判官が特任教授、みなし

専任教員であります。検察官は、本学の白取祐司法科大学院長と研

修は同期ですので、33 期、昭和 56 年研

修所入所ですので、33 期になると思いま

す。33 期の札幌高検の総務部長がみなし

専任教員ということで勤められています。

佐藤崇さんという方です。名古屋高検か

ら札幌高検に 4 月に移られたということです。

弁護士教員は私を含めて 4 名です。4

名の内訳ですが、日弁連の副会長も 3 年ほ

ど前に務めました田中宏弁護士が 26 期に

なりますが、弁護士倫理を教えています。

それから、昨年度日弁連の副会長をやりま

した伊藤誠一弁護士が、民事事例問題研究

ということで担当しています。民事事例問題

研究は中山博之弁護士が担当しておりま

す。それと私の 4 名という構成になつてい  
ます。

学生の出身校なんですが、当然ですが、

地元北大が 30 名。うれしいことに早稲田

大学が 18 名、平成 19 年度に入学しまし

た。それから、東大、京大が 9 名、8 名と

いった構成になっています。平成 18 年度

の新司法試験の成績ですが、北大自身は思

いかけず好成績を収めたというものが自らの

評価であります。37 名が受験し、26 名が

合格しました。合格率が 70.3%。ちなみに、

平成 16 年の後期、私の講座をはじめて履

修した学生たち、合計 10 名おるのですが、

うち 1 名が休学しましたので、9 名受験し

てくれて 8 名合格してくれました。

全道は人口、実際今 570 万人ぐらい

と思うのですが、北大ロースクールが年

間 100 名の枠。それから、地元の私立大

学の北海学園大学ロースクールが 30 名と

いう比率になっています。全国の人口と法

科大学院の学生の人数を割った比率でいく

と、ちょうど 2 分の 1 ぐらい不足している

割合の数だというふうに理解しています。

ロースクールと弁護士会の関係であります

が、2002 年 4 月に札幌弁護士会に法科大

学院支援委員会が設置されました。レジュ

メにも書きましたが、弁護士会としては法

曹人口大増員を支えるロースクールの構想

には当初反対の立場であります。とはい

うものの、制度ができる以上は、個々の弁

護士としてではなく、弁護士会全体として

後継者をきちんと養成すべきであるとい

う、そういう後継法曹養成の視点で、会と

してきちんとバックアップしていくこと

いうふうに思います。ローヤリング=ケ

リニックという 1 つの講座を設けているの

立場、ご存じの先生方もたくさんいらっしゃると思います。須綱先生には、平成 13 年に札幌弁護士会にお越しいただきました。それから、事件受任は行っていない形で、あのときはどうもありがとうございました。ご質問のとおりの現状でございます。

開校以来、若手弁護士を中心に今 40 名の支援委員の弁護士が、未修者 1 年次の学生対象に設けられた民事の基礎ゼミという演習ゼミの運営であります。こういふことを法科大学院がやるのがいいかどうかというのは、いろいろ議論のあるところですが、そろはいつとも奢にも棒にもかからないような答案を書いていてもしようがないということで、答案作成の指導を行な

ういうことで、演習講座を民事法の講座とワニセットという形で設けています。その教材の作成や添削点を中心に関手の弁護士が支援をしています。私は担当しているクリニックの講

座ですが、北大の場合にはクリニック単独講座ということでではなくて、ローヤリング=クリニックという講座を設けています。授業しているという、そういう自分なりの立場はみなし専任ですので、文部科学省の綱りとの関係で年間 6 単位の講座を開きたいということが、前期は 1 講座、後期は 2 講座、合計 3 講座を開くという形になります。担当教員は、残念ながら私 1 人であります。配当年次が 2 年次から 3 年次、ですから未修者の 1 年生以外は、いつでも自由に選択することができる選択必修の講座の 1 つであるということになります。

特色ですが、ローヤリングとの連続性・一貫性ということがやっぱり大きな特色だと思います。クリニックは、弁護士会との業務委託に基づいて札幌弁護士会のバックアップを受けて実施しています。別紙に、弁護士会と協

定書を締結しておりますので、ポイントだけご説明をさせていただきます。これはクリニックを一番最初に始めた年が16年の10月からですので、16年の9月に札幌弁護士会と北海道大学との間で締結しています。目的は、クリニック支援業務、物的な設備、ノウハウ、それから人的な支援、これを法律相談センターという既存の弁護士会の法律相談所がありますので、そこが担当することになります。そのかわり、業務委託料ということで、レジュメにも書きましたが、年間で70万円程の委託料を札幌弁護士会に対して北大が支払うという内容になっています。70万円の根拠ですが、前年度の受講生、要するに法律相談の数、その実績から予想されるその相談コマ数をイメージに置きながら、部屋の賃料、室料ですとか、職員の入件費ですか、電話回線の使用料とか、そんなことを積み上げて決めている金額ということになります。

それから、名称ですが、北大リーガルクリニックという名稱を冠しています。実は、弁護士会がバックアップするにあたり、要するに立ち上げの時期に弁護士会の法律相談センターの側からは、リーガルクリニックを法律相談センターに併設をするということで、弁護士の有料法律相談に対し影響を及ぼすのではないかという議論が強くなされました。要するに、市民の方に弁護士の相談と学生の相談が混同されてしまうという不安ですか、そもそも法律相談センターで行われる法律相談の質が低下するというように誤解されるのではないかという懸念であったのですが、実は全くの誤解であったのですが、当然実施してみてわかるわけですが、そういう不安があると

いうことで法律相談センター業務と混同されることを避けるために、法律相談センターとは別枠の組織であることを明確にします。相談料は当然無料であります。

それから、第8条で例えば4項なんですが、乙は、リーガルクリニックの相談の対象となる授業のために必要な数だけ確保する義務を負うものではないということです。去年の後半ぐらいからの悩みにも関係しますが、学生が増えているものですから、相談の数及び質をどうやって確保するかということが一番直近の悩みであります。今年度は6月25日からクリニックを行いますので、弁護士会のホームページ等にアップをして案内を始めたところであります。が、弁護士会の側としては、授業のために必要な事案の数を確保する義務を負うものではないという形で、その負担は負わないことを明確にしています。これも立ち上げ

のときいろいろ議論があつて、弁護士会の運営は地元紙である北海道新聞にクリニック相談を行いますという、そういう案内を出しています。レジュメに戻ります。

あと協定書の中で、当然対外的な責任については弁護士会が負わないとか、当然の条項がありますので、協定書は大体どこかで、弁護士会と共同して行っているクリニックの場合でも、このような協定書をつくっているのではないかというふうに思いました。札幌弁護士会の法律相談センターの件数をいろいろ専門相談が整備されておりまして、受付が始まるという端緒になります。

相談の募集は先ほど申し上げた通りです。17年後期まで、新聞に掲載した当日に予約の枠がすべて埋まりました。18年前期は予約の枠がすべて埋まるまでに数日を要して、昨年度の後期は、16件の予約の枠の最後の1マスが最後まで残っていました。札幌弁護士会の法律相談センターの件数もいろいろ専門相談が整備さ

れてきましたので、一般事件の空洞化といふことが言われていますが、それと何か影響があるのかどうなのがわかりませんが、なかなか昨年度後期ぐらいから募集が埋まらなくて、それが今年度も悩みの種になりました。過去3か年間のクリニック相談の相談種別の概要ですが、大体これほどどのクリニックでも同じかというふうに思いました。相談あるいは親族、あるいは賃貸借、過去3か年間のローヤリングクリニック講座の履修者であります、17年の前期を除いて見事に急上昇を描いています。これは当然在校する学生の数が1マスずつ増えていくという、この3か年間の傾向もあるというふうにも言えるのです

が、今期4月6日の最初の授業には、実は23ではなくて実際は55名が参加しました。

教室も演習室から、一番大学で大きい教室に急きょ変更してもらいました。ただ、ご案内のとおり、20名を超えると大体こういう講座というのは教育効果が上がりませんので、学生には後期に履修をするようあるからというお願いをして、その結果、23名の履修登録に落ち着いたという経過がございます。

相談の募集は先ほど申し上げた通りです。17年後期まで、新聞に掲載した当日に予約の枠がすべて埋まりました。18年前期は予約の枠がすべて埋まるまでに数日を要して、昨年度の後期は、16件の予約の枠の最後の1マスが最後まで残っていました。札幌弁護士会の法律相談センターコードの件数もいろいろ専門相談が整備さ

では事例が少なくて、せいぜい取引型の使用者責任というようなそういう相談が数件あったということです。こういう形で相談の内訳を大体整理するヒメージしていただけるかなと思います。一応こういう形で相談日程を組むのですが、学生と日程の調整をするのが教員やっていて一番大変な作業です。教育の内容よりも、日程調整が一番大変なのかなとうふうに個人的には思っています。私の授業の持ち時間は金曜日の1限、8時45分から10時15分です。ローヤリングを8回やりまして、引き続き9回目以降クリニックに移行するのですが、その時間帯というものはさすがに相談者はいらっしゃる時間ではないですね。そうすると、学生と相談しながら、平日の午後の時間帯で日程調整をするのですが、当然午後の時間帯は学生も元々いろんな履修登録をしていましたので、毎回ぎりぎりのところで日程調整を行っているという趣向な作業を毎年2回やっているということです。

相談の予約から相談当日までは、これは記載のとおりです。ポイントになるのは、予備聴取を行っているということ。これが多くのところでも行っているのかもしないのですが、やはりここがポイントなんかというふうに思います。まず事前のふるいわけ。といつても、あるいは基本的にしている相談の状況について、法律相談センターの職員から私宛に随時連絡があります。そこで好ましくないと思われる相談者のチェックが行われます。好ましくないと思われる相談者には2パターンあります。1つは、法律相談センターに顕著なりピーターであります。法律

相談センターは昭和49年から30年超えの実績がありまして、顕著なりピーターとあつたというところがありました。こういう形で相談の内訳を大体整理する方については、これはさすがにクリニック相談にもふさわしいだらうということです。学生と日程の調整をするのが教員やっていて一番大変な作業です。教育の内容よりも、日程調整が一番大変なのかなとうふうに個人的には思っています。私の授業の持ち時間は金曜日の1限、8時45分から10時15分です。ローヤリングを8回やりまして、引き続き9回目以降クリニックに移行するのですが、その時間帯というものはさすがに相談者はいらっしゃる時間ではないですね。そうすると、学生と相談しながら、平日の午後の時間帯で日程調整をするのですが、当然午後の時間帯は学生も元々いろんな履修登録をしていましたので、毎回ぎりぎりのところで日程調整を行っているという趣向な作業を毎年2回やっているということです。

相談の予約から相談当日までは、これは記載のとおりです。ポイントになるのは、予備聴取を行っているということ。これが多くのところでも行っているのかもしないのですが、やはりここがポイントなんかというふうに思います。まず相談日の2、3日前に、相談者が電話をして、5分から実際に20分ぐらいまでの間、相談概要を聞いています。これがやっぽり一番用心なところで、この予備聴取なくしては、きっと教員もクリニックをコントロールができないのだらうなど。教員にとって、いわゆる仕込みの部分なのだからなと思ってます。

それで、学生には初年度は行っていましたが、学生宛に相談日の前日に大体メール3行ぐらいで、こういう相談であるという連絡を学生にしています。

相談日当日は、誓約書の提出に始まって承諾書を收受する。この辺はどこも同じだ

と思います。原則2人一組で相談に与する。

私は相談に終始立ち会っています。相談時間は1時間で、前半は学生が發問・応答、後半30分は弁護士教官がまとめ・回答。

私の許可を得て發問するのではなくて、まず30分は学生に自由に發問・応答をさせて、私は基本的に黙って横で聞いているよ

うにしています。

相談事例は特にご紹介しませんが、もし

お時間があればということで、これもペー

パーにお付けしました。たまたま昨年、本

を書く機会『実践ローヤリング=クリニッ

クー臨床系教育への指針』(法律文化社、

2006年)があります。そこに第8講、

リーガルクリニックの概要ということで紹

介した事例の原稿をそのままお付けしてい

ます。

内容には触れませんが、これ相続の事例

なんです。例えば10ページに7つのスキ

ルの中の、表現能力、学生はさすがにプレ

ゼンテーションをする能力・表現能力にな

かなか欠けていたりします。どうやってわ

かりやすく勘どころを伝えていくのか。私

が行ったクリニック相談での回答が模範回

答かどうかはわかりませんが、回答を実演

する形で、どうやって相談者に伝えるかと

いうことを教えています。

ずっと下のほうは、これも7つのスキル

の最後のスキル、コミュニケーション能

力ということが言われていると思います。

リーガルインタビューの重要性ということ

を学生にやっぽりレビューの授業の中で詳

しく取り入れています。

そんなことで、これは実際の相談

とそれからレビューの授業というのを行つ

ていまして、学生がクリニックを一通り

終えた最後の大体2コマぐらいになります

が、学生が担当した相談の中で代表的な相談事例について、学生に電子メールで他の

学生にも固有名詞を省いた上で相談の概況

などを事前に送付しておいて、それをもと

に学生が議論し、教官がコメントをすると

いう授業を行っています。代表的な相談例

と回答例は学生全員に還元するというこ

とです。

11番以下が、本来こういう場所で先生

方に教えを請う部分だというふうに思って

おります。1つ一番大きな悩みというのが、

ふさわしい相談事例をどうやって安定的に

確保するかということであります。教育水

準にかなった相談事例を安定供給する必要

があることは当然であります、なかなか

大学の責任で行うことが難しい。

片方で、弁護士会にこの責務があるとい

うことになりますと、これも弁護士会とし

て過大な責任を負うということになります。

そこで、結果的にその狭間の中で教員が1人

なかなか欠けていたりします。どうやってわ

かりやすく勘どころを伝えていくのか。私

が行ったクリニック相談での回答が模範回

答かどうかはわかりませんが、回答を実演

する形で、どうやって相談者に伝えるかと

いうことを教えています。

ずっと下のほうは、これも7つのスキル

の最後のスキル、コミュニケーション能

力ということが言われていると思います。

リーガルインタビューの重要性ということ

を学生にやっぽりレビューの授業の中で詳

しく取り入れています。

そんなことで、これは実際の相談

とそれからレビューの授業というのを行つ

ていまして、学生がクリニックを一通り

終えた最後の大体2コマぐらいになります

が、学生が担当した相談の中で代表的な相

談事例について、学生に電子メールで他の

学生にも固有名詞を省いた上で相談の概況

などを事前に送付しておいて、それをもと

に学生が議論し、教官がコメントをすると

いう授業を行っています。代表的な相談例

と回答例は学生全員に還元するというこ

とです。

11番以下が、本来こういう場所で先生

方に教えを請う部分だというふうに思って

おります。1つ一番大きな悩みというのが、

ふさわしい相談事例をどうやって安定的に

確保するかということであります。教育水

準にかなった相談事例を安定供給する必要

があることは当然であります、なかなか

大学の責任で行うことが難しい。

片方で、弁護士会にこの責務があるとい

うことになりますと、これも弁護士会とし

て過大な責任を負うということになります。

した時点以降は、法実務基礎プログラム、あるいは深化プログラム、これは北大の名前だと思いますが、こういうプログラムの各履修に並行して履修することになっていますが、研究者教員や他の科目との意識的な連携まで行えていない。ここは、やっぱりウイークポイントなんだいろいろなうふうに思っています。

他の科目との連携では、課題の提出時期が、学生の忙しいときに重なってしまうみたいなそういうことが開校当初から、学生のほうから要望として上がったのですから、そういう物理的な調整は他の教員と教員会議を通じて調整をしたりするという形で、消極的な意味での連携を行っているにとどまっているということかなど思います。

片方で、1人の教員がローヤリング授業との連続性・一貫性のもとに授業を行ってること、ある意味ではアドバンテージなのかなというふうに思っているところです。

1講で弁護士倫理、2講で法律相談業務実習、ここでロールプレイで学生に法律相談を体験させるんですね。1年目、2年目は、私が弁護士役を実際の弁護士としてやっていたのですが、だんだんつまらなくなってきたものですから、これも学生にやらせるようにしています。

第8講以下はクリニックという流れになっています。クリニックの教育的目的などということで、これはまだ私自身、いまだ成果を確認できていないところであります。理論と実務の架橋ということになりますと、研究者教員との連携という側面に光を当てる時、北大は非常に不十分であると

いうことになると思いますし、私自身が実務を実務の中から改革していくために、宮川先生のご著書を読んでいると、私は十分理解していないところかもしれないが、そういう引用があるわけですが、私自身もまだそういったところの改革が十分できていないというところで、選舉予測ふうにいいますと、▲印か×に近いのかなというふうに思っています。

が、学生の忙しいときに重なってしまうみで、生のほうから要望として上がったのですから、そういう物理的な調整は他の教員と教員会議を通じて調整をしたりするという形で、消極的な意味での連携を行っているにとどまっているということかなと思います。

片方で、1人の教員がローヤリング授業との連続性・一貫性のもとに授業を行っているということは、ある意味ではアドバンテージなのかなというふうに思っているところです。

1講で弁護士倫理、2講で法律相談業務実習、ここでロールプレイで学生に法律相談を体験させるんですね。1年目、2年目は、私が弁護士役を実際の弁護士として

ローヤリング授業等の基続性・一貫性を1人の教員が行っているということで、これは先の選挙予測ふうにいうとO、手前ミソを承知で言えば○みたいなどろかなどといふうに思っています。

成績評価ですが、私はここは割り切っています。クリニックは与えられる相談事例、教育の素材が学生によって違いますので、そこで評価をするのはやっぱり不公平であるというふうに思います。ですから、前段階として8コマ行われるローヤリング、ここで学生のレポートを毎回全部添削しているんです。非常に時間がかかる作業なのですが、今年23人いるので大変な思いしているのですけれど、全レポート添削していく、ローヤリングで実際には評価を付けています。

それで昨年度、はじめて可の評価を付けた学生がいたんですね。それまでは優が大体1割、残りは良だったんですね。そしたら、教員会議で先生、可は厳しいんじやなかろうかとこう言われたんですね。いや、なんでも私の授業の実態も知らないくせにというふうに反論をしかけたんですけど、要するに、ローヤリングのような授業というのは、あるいはクリニックのような授業とい

うのは、やっぱり学生がモチベーションを上げるために、あんまり学校としても悪い点数をつけてしまいのが本音ですみたかでいい、そんな経験もありました。非常に私は不満を持って、今年度ちょっとやっぽり可を受けようというふうに思っている学生もいるのですが、大学側にはまだそんな意識はあるのかなどということころが、少しやっぽり寂しいなどいうふうに

思ったところであります。  
それで、その他のことになりますが、新司法試験との関係は、クリニックを受講している学生にも私も気になる事柄ですから、新司法試験との関係で例えばクリニックの受講を考えるとき取ろうか取らざるべき悩みことがあるのかという問い合わせをするのですが、学生は実はあまり意に介していないようです。  
やっぱり不思議なもので、早稲田もそうだと思いますのですが、北大もそれなりに優秀な学生が集まって来ます。やっぱり優秀な学生は、試験にかかる、1人で受かるんじゃないなくてみんなで受かるみたいで、学生の人数も少ないせいなのですが、そういう意識もあるようなんです。  
やっぱりこういうローヤリング=ケ!

思ったところであります。それで、その他のことになりますが、新司法試験との関係は、クリニックを受講している学生にも私も気になる事柄でありますから、新司法試験との関係で例えばクリニックの受講を考えるとき取ろうか取らまいか悩むことがあるのかという問い合わせをするのですが、学生は実はあまり意に介していないようです。

残っているのですが、もうさすがに6年目以降は次の方に譲り継がないといけない。1人の弁護士が同じポストを担うのはよろしくないのだろうなどというふうに思っています。ここにいらっしゃる塚原先生とは、RCCの顧問弁護団で一緒にさせていたただいていましたが、RCCでも任期4年が原則でしたので、私もスッパッと辞めた口でございました。

そんなことをことで、教育現場の実態や後任教員への継承という意味で、成績なんかどうなのがわからないけれども、形に残していろんな批判を受けるべきなんだろうなというふうに思いましたし、たまたま縁があったて昨年、本を書かせていただきました。それがから、移動法律相談を実施しています。学長から裁量予算を頂いて、地域連携支援事業ということで、北大は広い北海道の真ん中にぽつんとある意味では頂上有る大学だということありますので、地域との連携をしたいろんな事業が必要だうといふことで、学長が幾らか数量で予算をくれる事業がございますので、1泊2日のスケジュールで、移動法律相談を一昨年度から行っています。

研究者教員である民法の松久三四彦教授と私の二人で学生を引率します。札幌に、公設法律事務所支援すずらん基金法律事務所という事務所が札幌にあります。すずらん基金法律事務所で、例えば1年、1年半で半学びながら弁護士として活躍し、その後北海道の中の過疎地と言われる町に行っています。

けています。

昨年3月に行つた函館は、相談者が48名来てびっくりしました。相談者から、逆に怒られたぐらい活気を呈した相談でありました。今年の旭川は大体予定どおりでしたが、16名の相談者がいらっしゃって、参加学生はこれも募集するのですが、すぐ枠はありがたいことに埋まります。10名の学生の枠で募集するのですが、毎年どうしても参加したいという人が1人ぐらいまして11名ということになっています。1泊2日ですので、エクスカーションの侧面があります。夜、宴会をやって、そこで受験談義、私も20年前こんなふうに苦労しましたみたいな話とか、あるいはすずらんの弁護士たちは数年前まで受験生でしたので、こんな苦労があつたみたいなどで学生と話に花を咲かせるということで、深夜の1時ぐらいまで飲み語らうみたいな内容のスケジュールであります。

それからもう1つ、これはおまけのような話なんですが、たまたま2月に北大にノースウェスタン大学の法学部長であるダニエル・ギベルバーという方がいらっしゃいました。このときに意見交換をさせていただきました。私は、英語が全くできなくて留学経験も全然なくて、全部カタカナで書いているので恥ずかしいのですが、クリニックの講座を管理される法学院長の立場でどんなど苦労がありますかという質問をしたところ、即座にこの3つを答えました。1番目がエクスペシシフだと。金もかかる、私自身は金よりやっぱり手間かなと思っているのですが、エクスペシシフ。

2番目が、やっぱり事例の収集に非常に

いつも苦労している。お前はどうやって事例を収集しているんだ。新聞広告を出していると答えましたら、どうしてそういうマーシャルペーパーみたいなもので事例収集の案内を出すんだと逆質問されて、いやいや、地元紙で、決してコマーシャルペーパーではないんだということを申し上げて理解を得たのですが、2番目が事例の収集。3番目がクリニックの教員に対しては、これは学部長の立場で、教員に対する評価が理解を得たのですが、2番目が事例の収集。した。

大体30分のお時間になったとは思うのですが、一通りまとめますと、私自身としては、北大的売りはローヤリングヒクリックが1人の教員によって、連続して一貫して行われるということ。私自身も、常に認識しながら2つのマインドアセットで、そういう整理のものとともに学生に教えていきます。

それで、私がひとつ思ったのは、成績評価についてです。早稲田のクリニックは大部分がパス・オア・フェイルということではなくて困るところが大きく思つて困るところが大き特徴的だと思います。

それで、私がひとつ思ったのは、成績評価についてです。早稲田のクリニックは大部分がパス・オア・フェイルということではなくて困るところが大き特徴的だと思います。

それで、私がひとつ思つたのは、成績評価についてです。早稲田のクリニックは大部分がパス・オア・フェイルということではなくて困るところが大き特徴的だと思います。

それで、私がひとつ思つたのは、成績評価についてです。早稲田のクリニックは大部分がパス・オア・フェイルढ

した。

宮川 最後のところでおまとめいただきましたように、北大の特徴としては、やはりローヤリング=クリニックということ

で、1つの科目にローヤリングヒクリニ

クを合体させておられるというところが大

変特徴的だと思います。

それで、私がひとつ思つたのは、成績評価についてです。

研究員 先生は大学にいらっしゃること

が多いですか。それとも、どこにいらっしゃるんですか。

田村 はい、そうです。

研究員 先生は研究者教員ですが、

実務家教員の方とペアを組んで「外国人法

クリニック」というのを担当しております

て、そこでは点数で評価を出しますね。

アメリカでいろんなロースクールの觀察を

したときにも、点数で評価を出すべきだと

いうところと、いや、そうではないとい

うなところに分かれています。私は、や

はり学生と教員との緊張関係を築くとい

うですね。自分の事務所にいる時間が7とす

れば、大学は2とか3だと思います。

研究員 ニーズをつかむためにもう1つ

伺いたいんですけど、これは先生が1

人のご担当なんですね。それで第8講か

ら第15講までの8回をクリニックする

ということです。それは正規もそうなのです

が、金曜の1限ですか、その時間にはやら

ないわけですね。

田村 金曜の1限だと相談者が来ないと

いうことで、平日に振り替えて行つていま

す。

研究員 例えは、こっちの前期だと23

名学生がいて、2人一组で相談にあたると

いうことは、11組か12組できるわけ

ですね。だけど教員も相談には常に同席し

ていると書いてありますけれど、これどう

いう関係なんですか。

田村 18コマ、私が全部立ち会つて法

義科目もそんなに変わらないと思います。

よく知っているから点数が出しにくいとい

うよりは、むしろ出すべきなのではないか

などというふうに思います。そのようなこと

から、いま田村先生に報告いただきました

くんですか。

田村 学生は2コマ。1時間の相談を2

に必要なこと私は思いました。

他の先生方からも、いろいろとご意見、感想があると思いますので、よろしくお願ひします。

研究員 相談センターまで学生は移動しまして、そこでやるわけですか。

田村 はい、そうです。

研究員 例えは、こっちの前期だと23

名学生がいて、2人一组で相談にあたると

いうことは、11組か12組できるわけ

ですね。だけど教員も相談には常に同席し

ていると書いてありますけれど、これどう

いう関係なんですか。

田村 18コマ、私が全部立ち会つて法

義科目もそんなに変わらないと思います。

よく知っているから点数が出しにくいとい

うよりは、むしろ出すべきなのではないか

などというふうに思います。そのようなこと

から、いま田村先生に報告いただきました

くんですか。

田村 学生は2コマ。1時間の相談を2



になると、オフィスアワーみたいな形でやっている部分はありますけれど、その程度というところですね。

**研究員** レビューの場では、例えば実際の法律相談のレベルと、とりあえす回答は何とか簡単にできるけれども、理屈で考えるとすごく難しいようなところがたくさんあるじゃないですか。そういうような理論的な検討をすることということはありませんか。

**田村** それもやっぱりあります。学生の中には理論的な回答にやっぱりこだわるということもやっぱり時々ありますよね。

学生もいますので、教員が立ち往生をするといふか何かの問題で、法律相談の中でやっぱり1件あつたんですね。そのときに、私がうつかり弁護の処分禁止の仮処分を説明していたところで、併せて弁護禁止の仮処分を打つとか、余計なこと言っちゃったら、いや、先生、理論的におかしいと言わ

れて、確かに調べたらおかしいよなどいうことで、次の授業で学生を前にして訂正をしたということがあったんですね。  
**研究員** 先生お一人で、研究者教員の役割も果たされているわけですね。

**田村** 私一人でやっています。もともと私も大学側も、研究者教員との共同授業をやりたいなという気持ちはあるんですけど、何回か構想を仕掛けたこともあるのですが、実現に至っていない。そんな背景があるって、移動法律相談で外に出でやるときは、大学の研究者教員の先生にも実地を触れてもらうみたいなことも含めて一緒に始めたというのが、一緒にやるようになった出発点ですね。

**研究員** 学内の場合にこれが実現している

だけないという感じですか。

**田村** 理解をもらえていないことが多い形です。だから、函館弁護士会とか旭川市で掲載してもらえますので、そこで募集はするという形ですね。

**研究員** だから、函館弁護士会とか旭川市は大学側も理解できていないという、それが率直なところですね。各大学で研究者教員と実務家教員による共同授業をやっていながらあります。僕もいろんな形で実際見せていただいたらもっているのですが、ちょっと僕自身がまだ腑に落ちていないみたいなところがあります。

**研究員** 研究者の先生方で、弁護士登録されている方はおられますか。

**田村** 北大の場合は、弁護士登録している研究者教員はないはずです。

**研究員** すずらん基金というのは、いわゆるひまわり公設とは違うんですか。

**田村** 違います。将来北海道内の公設事務所に派遣する弁護士を養成するための事務所がすずらん基金法律事務所で、北海道弁護士会連合会の協力で運営されているのです。

**研究員** 札幌弁護士会がつくっている。組織したものですね。

**田村** 函館とか旭川とかというのは、どこでやっているんですか。

**田村** 函館は、市内の文化センターみたいな、要するに函館でしたら五稟館という街を中心に今街が栄えているのですが、その近くにある公民館を借りてということでですね。

**研究員** それはやっぱりだから事前に地元マスコミが何かに流して。

ないのは、研究者教員の先生方のご理解がいただけないという感じですか。

**田村** 理解をもらえていないことがやっぱり一番望ましいのかというのが、まだ僕自身もよくわかっていないという、あるいは大学側も理解できていないという、それが率直なところですね。各大学で研究者教員と実務家教員による共同授業をやっていくんじやないかと思われても困りますので、必ずそれはやる直前に地元弁護士会の会長に仁義を切った上で、ご承諾いただいた上でやっています。

**研究員** そこは快諾をいただいておられるのですね。

**田村** そうですね。私も本当に感じたのは、都市の中の司法過疎って時々言うんですけれども、函館なんかは、相談者が48名ありました。大体20名来れば十分かなと、盛況かなというつもりで行つたんです

ね。そしたら、始まる1時間前に行つたのですが、その時点でもう20人並んでいらっしゃつたんです。でも、要するに受付がないものですから、俺のほうから先に来ただとか、あなたは遅かったじゃないかといつたこともあります、手際が悪いと我々が怒られたみたいな感じなんですね。

**田村** もう完全に機関ベースで提携している。要するに、一本釣りは逆に言うとさせないというような形でやっています。

僕も実は北大出身者ではありませんし、刑法の中山博之先生も北大ではないんですね。あの専任教員2人は北大なんですが、でも弁護士会の中で選ぶという建前で、絶対にそこは崩さないということでやっています。

ですから函館では本当に、びっくりしたことですね、正直言いますと。いま函館弁護士会の新人弁護士は増えていて、30名以上の弁護士おります。にも関わらず、1つは無料だということがあつたのと、土曜の午後の時間帯にやつたこともあり、相談会を実施してやっぱりよかったのかなと思います。

**研究員** むしろ思つたのは、研究者教員と実務家教員との関係を密にしていくって、それぞれの専門性、あるいは経験を生かしながら教育プログラムとして立ち上げていく、あるいは自立させるというようなことを考えれば、むしろ個人ベースでの付き合いというのがあって、この人はこういうよ

後、例えば江差に行くとか、奥尻に行くとかそういうような道内の地域の考慮というの、あまり関係ないんですね。

**田村** 来年からどちらの方向に行こうかなどいうふうに思っています。この後、帶広とか、やっぱり釧路とか、ある程度拡大都市に行くのか、それとももうちょっと過疎地に食い込んでいくのか。そうするとやっぱりどういう相談が来るのかという事前に読めないとあるのですから、その辺がやっぱり懸念どころだなというところですね。

**研究員** 北大と札幌弁護士会との関係でされれる方々というのは、北大の先生の個人的な人間関係の形で入られるのか、それとも札幌弁護士会のほうからこの人を北大のほうに任用していただきたいという機関としての形で関係を持たれているのか、どちらでしょうね。

**田村** もう完全に機関ベースで提携していません。要するに、一本釣りは逆に言うとさせないというような形でやっています。

僕も実は北大出身者ではありませんし、刑法の中山博之先生も北大ではないんですね。あの専任教員2人は北大なんですが、でも弁護士会の中で選ぶという建前で、絶対にそこは崩さないということでやっています。

研究者教員と実務家教員との関係を密にしていくって、それぞれの専門性、あるいは経験を生かしながら教育プログラムとして立ち上げていく、あるいは自立させるというようなことを考えれば、むしろ個人ベースでの付き合いというのがあって、この人はこういうよ

うな経験をされているとか、あるいはこの

してあります。

研究員 様成員が違うんですね。

先生はこういうような専門で重要な業務と関係が深いところだということで結び付いていけば、実務と理論との架橋の系口みたいなのができやすいかなと思ったら

です。もちろん、卵が先か鶏が先かという関係にあると思いますが、最初の取っかかるとしては、個人ベースで繋がっていたほうが関係は築きやすいのかなと。

田村 そうですね。確かに個人ベースとすることになると、たとえば特定の法領域を始めようとする深化プログラム、例えば環境法ですか、あるいは医療法であれば、誰でもできる科目じゃない部分については、弁護士会の中でも大体やれる人が決まりますし、大学側からリクエストしたいというやっぱりそういう人も何人かいります。それ以外のむしろ専任教員が担当する科目ということになります。

うな経験をされているとか、あるいはこの関係が深いところだということで結び付いていければ、実務と理論との架橋の系口みたいなのができやすいかなと思ったらです。もちろん、卵が先か鶏が先かという関係にあると思いますが、最初の取っかかるとしては、個人ベースで繋がっていたほうが関係は築きやすいのかなと。

田村 基本的に教員会議の構成員というのは、教授会構成員に、みなし専任が合計4人加わるということです。教授会では、論文の審査とか、基本的にそういうことをやられていて、教員会議はむしろ法科大学院の運営面に関する事を決めています。

研究員 北大の場合、法科大学院は専攻ですよ、たしか。

田村 そうですね。はい。

研究員 教授会というと専攻の教授会といふんじゃなくて、法学研究科の教授会なんですか。

田村 そのはずです。僕も出たことないものですから、わからないですが。研究員 教員会議は法科大学院の専攻のものですね。

田村 法律実務専攻の教員会議ということになると、むしろある意味では法曹の中では基

とです。

本科目みたいなものを担当しますので、誰がどうよりも、むしろそこは弁護士会のほうで選ばせてくれという建前を譲っていないというところですね。ただ、おっしゃるとおり、研究者教員との連携を考えると、やっぱりそういう素地は私は大学の教員を始める前は全くなかったのですから、時間がかかるという感じはしますね。

研究員 例えは、教授会にはご出席されるんですか。

田村 未修者に対して全員やっていま

す。

研究員 既修者にはやらない。

田村 はい。既修者にはやっていません。

研究員 これは、どういう方針で答業作

成するのかということを、それぞれの40名の弁護士の人たちの裁量に任せている形でやっているのですか。

田村 はい、私はみなし専任なので教員会議という会議本に参加しています。  
研究員 教員会議と教授会と違うんですか。

田村 これは、未修者の学生50名を3クラスに分けて、1クラス約17名ぐらいでしょうか、その各クラスに実務家教員、

つまり弁護士教員が1人チューターとして、張り付く形をとるんですね。各クラスに2名の弁護士が張り付いています。実際に学生に課題を与えて答案を書かせて、メールで答案の添削をして返したうえで、

その演習問題についてゼミナル形式になります。それが実務家教員が指導する。添削の部分については、1人の教員が17通の答案を毎回添削しつつ授業の準備をするといふことは物理的に難しいものですから、大体1クラス、2人から3人ぐらいのバックアップの弁護士が付いて添削、採点をしている。その添削の基準などについては、何か書かれていたら何点みたいな通常のやり方で、刻みを付けて採点をしているとそういう形でやっています。

研究員 1年生だけですか。

田村 1年生だけです。

研究員 単位があるわけですか。

田村 例えは民事法1という講座とワン

セットになっているのですから、これ自

体に単位があるのではなく、民事法1を履

修する。必修でそれども、学生は必ずこ

の民事の基礎ゼミをこなさないといけない

というカリキュラムになっています。

研究員 そうすると、授業時間の関係は

どうなっているのですか。いわゆる2時間

かける15コマという形で2単位とかとい

うふうに決めますよね。それとの関係で言

うと、それの外出しになるんですか。

田村 外出しになっているのだと思いま

す。僕も直接は相当していないので細かい、

ところまでは分かりませんが。

研究員 これって、どちらかというと法

律文書といつても実務、まさにわれわれ準

備書面書いているときのような実務の文書

と、それと司法試験におけるいろんな書き方的な文書ってありますよね。どっちになりますか。

田村 後者です。間違いなく後者です。

研究員 例えは正規の授業なんですね。

田村 そうです。問題は研究者教員と弁護士が協働でつくっています。

研究員 それはいわゆる新試験的な問題なんですか。

田村 いや、新試験を意識しながらつ

くっていますが、なかなか新試験を意識するというのは難しいですね。

研究員 クリニックの相談にかかった学生の手応えとか、というようなことは特に触れなかったと思うんですが。

田村 総じて歯が立たなかつたという印



去年の後期は、3年生、最終年次の学生がそれなりにいます。

研究員 後期は2クラスですが、やはり先生1人で相当されているのですか。

田村 ええ、私人です。なかなかやる人がいないんです。やる人がいないというの、これも不思議なんですが、弁護士会

でまずは希望を探るんですね。自薦がいいのかというところもあるのですが、北大はだれも手を挙げなかったのですが、その翌年、北海学園の教員の推薦を求めたときに

は、結構10人ぐらい手を挙げたんですね。研究員 私学は違う。

田村 それと、北大はやっぱりなかなか北海道の中ではステイタスのある大学ですので、弁護士の方が司法試験からだいる離れてしまうと、学生の要求に付いていけなくなると考えて、手を挙げにくかったので

研究員 北海学園大学は、こういう臨床系の科目はやっていないんですね。

田村 北海学園は、ローヤリング=クリニッカという名前とはちょっと違うんですけど、似たような科目はやっているはずです。法文書作成というような、そういう講座でやられているようです。

研究員 ちょっとと思ったのは、例えば、さっき広報に関しては市役所なんかも協力するという感じですね。そういう方たちから

東京の場合、たくさんロースクールあるのに、どうして早稲田だけに協力するのか、みたいな形で断られたりすることが結構あって苦労しているんですけど、そのためどうですか。

田村 そうですね。ただ、規模も小さい

ですし、それと札幌でクリニックの法律相談を募集するときは、北海道新聞というところに載せていましたし、北海学園は法律相談の集め方も、自分たちで集めているみたいな話を聞いたことがありますね。

研究員 札幌にあるんですか。

田村 札幌市内です。

研究員 予備聴取というのは、早稲田でも相談者に事前に弁護士が話を聞くべきなのかという議論がありながら、結局聞いていくなくて、事務レベルの受付情報のもとで学生が予習するという形としています。田村先生のほうは必須だということですが、教員の仕込み的な意味がありますが、具体的には、どのように点がいいなど感じられますか。

田村 1つは、消極的な意味なんですが、やっぱり学生を前にして、どういうペーパーナリティーの人なのかということを事前に思い描くことができる事が、当然ですけれども、一番僕にとっては大事だと思って

ニックという名前とはちょっと違うんですけど、似たような科目はやっているはずです。法文書作成というような、そういう講座でやられているようです。

研究員 北海学園大学は、こういう臨床系の科目はやっていないんですね。

田村 それと、北大はやっぱりなかなか北海道の中ではステイタスのある大学ですので、弁護士の方が司法試験からだいる離れてしまうと、学生の要求に付いていけなくなると考えて、手を挙げにくかったので

研究員 1つは、消極的な意味なんですが、

田村 やっぱり学生を前にして、どういうペーパーナリティーの人なのかということを事前に思い描くことができる事が、当然ですけれども、一番僕にとっては大事だと思って

います。やっぱり中には、さっきご説明しましたけれど、クレーマーのようなタイプの相談者というのがいるんですね。あるいは話の整理をなかなか自分でつけていく話をする相談者というのも当然います。ですから、少なくとも相談者のイメージを事前に知るということが大きいんだろうなと思っています。

研究員 ちょっと思ったのは、例えば、さっき広報に関しては市役所なんかも協力するという感じですね。そういう方たちから

東京の場合、たくさんロースクールあるのに、どうして早稲田だけに協力するのか、

みたいな形で断られたりすることが結構あって苦労しているんですけど、そのためどうですか。

田村 そうですね。ただ、規模も小さい

3番目に、さっき紹介したまさに仕込みの部分ということのかなというふうに思っています。

研究員 仕込みというのは具体的に。

田村 要するに、具体的に僕がそこそぞ

調べないとわからないような、そういう相談もありますので、それだとそこで問答する意味が失われる部分も出てきますので。

研究員 札幌にあるんですね。

田村 札幌市内です。

研究員 予備聴取というのは、早稲田でも相談者に事前に弁護士が話を聞くべきなのかという議論がありながら、結局聞いていくなくて、事務レベルの受付情報のもとで学生が予習するという形としています。田村先生のほうは必須だということですが、教員の仕込み的な意味がありますが、具体的には、どのように点がいいなど感じられますか。

田村 事案によっては予習しておきません。それからもう1つは、どういう方向

に相談が流れそうなのかということを、ある程度シミュレーション的に自分の頭の中で予測、考えておくことができるの、どちらの方向に行きそうになつても時間配分どの関係でコントロールできるという部分が大きいのだろうなと思っています。

研究員 うちなんかいきなり聞いて、だから話があっちこちいって、とにかく時間を使つていうふうにしたらいいか。初回相

談で、2時間、3時間みだいなごとに

たり、途中で作戦タイムも置いて、今日答

えられるか、あるいは次回にするかとか、そういうある意味でぜいたくな、あるいは

あまりコントロールの利かないことをやつ

ているんですけども、なかなか難しいと

ころですよね。そういう混沌としたものをやつたほうがいいのか。ここは少額者の人たちだから、そういうかなりテクニックを

要することとか、すっきりいかない体験を

学生に最初にさせるのはいかがなものか、

というようなことを言われたりもします。

田村 先生がおっしゃるとおりで、僕も

最初予備聴取については、いろいろやるべきかどうかという議論も内部でも

あったものですから、考えたのですが、やつ

ぱり学生が予備知識なしにやると、歯が立たないのが初年度でしたので、そういう意味からいっても必須かなというように思っています。

研究員 それはセンターのほうで予備聴取してくれないわけですね、基本的には。

田村 せいぜい項目ぐらいいです。離婚とか相続とか。

研究員 その程度だったやつてくれます。

田村 はい。

研究員 それは一般的の法律相談もそうです。

田村 一般的の法律相談もそうですね。

研究員 それはそうですね。だけど、先

生、これ、大変ですね。

研究員 学生2人1組じゃなくて、3人間をどういうふうにしたらいいか。初回相

談で、2時間、3時間みだいなごとに

たり、途中で作戦タイムも置いて、今日答

えられるか、あるいは次回にするかとか、

そういうある意味でぜいたくな、あるいは

あまりコントロールの利かないことをやつ

ているんですけども、なかなか難しいと

ころですよね。そういう混沌としたものをやつたほうがいいのか。ここは少額者の人たちだから、そういうかなりテクニックを

要することとか、すっきりいかない体験を

学生に最初にさせるのはいかがなものか、

というようなことを言われたりもします。

田村 先生がおっしゃるとおりで、僕も

最初予備聴取については、いろいろやるべきかどうかという議論も内部でも

あったものですから、考えたのですが、やつ

て次の日に来てくれるというメリットもあ

るのかなというふうに思っています。